

# 上尾市総合福祉センター「送迎バス3台」運行管理業務及び 添乗業務請負に係る仕様書

この仕様書は、社会福祉法人上尾市社会福祉協議会が運営する障害福祉サービス事業所「かしの木園」、地域活動支援センター事業「ふれあいハウス」並びに老人福祉センター「ことぶき荘」の利用者が安全かつ確実に通所ができるよう「送迎バス3台」の運行管理業務及び添乗業務請負契約を行うにあたり、その概要を示したものである。

したがって請負者は、この仕様書に記載されている事項について誠意をもって業務を履行しなければならない。

## 1. 請負期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## 2. 出発地及び帰着地

出発地及び帰着地は、(4月～11月)上尾市本町四丁目13番1号

(12月～3月)上尾市大字平塚724番地(予定)

※令和7年12月以降、移転のため出発地等の変更あり

## 3. 運行日

運行日は、原則として祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日とし運行スケジュールのとおりとする。なお、止むを得ず運行変更する場合もある。

基本的な運行スケジュールについては、別紙「運行スケジュール」を参照すること。

年間稼働日数 240日～245日 程度

## 4. 運行範囲、運行時間

### (1) 運行の範囲

上尾市内ほか随時指定場所

### (2) 運行時間

原則、午前7時00分から午後6時00分までとし、運行スケジュールのとおりとする。  
ただし、交通事情等により若干の増減あり。

## 5. 請負業務の範囲

(1) 管理車両ごとの運行(運転手の配置及び運転)リフト操作、計画、運行ルート作成のための試走や会議の参加。

(2) 管理車両ごとの添乗業務(添乗員の配置、利用者が安全に乗降できるように見守る)

(3) その他前各号に付帯する事項

## 6. 災害・事故時の対応

(1) 請負者は、運行業務中において交通事故その他緊急を要する場合は、利用者の安全確保を第一とし、直ちに適切な処置を講ずるとともに、上尾市社会福祉協議会総務課及び関係者に報告しなければならない。

(2) 自損事故の過失割合により生じた保険金負担以外の費用については、請負者の負担とする。

(3) 請負者は、運行に支障がないように速やかに修理するとともに代車等の対応を行う。

## 7. 配置状況の事前報告

請負者は、業務従事者の名簿(氏名、生年月日、住所等を記したもの)を履行期間開始までに委託者に提出しなければならない。異動があった場合も同様とする。また、指定する期間ごとに運転手・添乗員共にシフト表を書面により提出する。

## 8. 秘密の保持

請負者は、利用者、保護者、および委託者に関する業務上知り得た秘密や一般に公開されていない情報について、第三者に漏らしてはいけない。また、この契約終了後においても同様とする。プライバシーマーク取得事業者とする。

## 9. 指導・啓発

請負者は、運転手、添乗員が確実に円滑に業務を履行できるように指導する。

## 10. 業務改善の指示等

ア 運転手、添乗員の業務履行が不適切であると認められた場合、委託者は、請負者に対して業務改善を指示できる。

イ 請負者に業務改善を指示しても改善が見られない場合、委託者は請負者に対して運転手や添乗員の交代を求めることができる。

11. 運転手、添乗員の駐車場は確保できないため請負者が用意すること。

12. 仕様書に疑義が生じたときは、委託者、請負者が協議して定めるものとする。

## 【運行業務】

### 1. 管理車両

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会が賃貸借契約に基づき使用する以下「送迎バス3台」

#### 「送迎バス3台」

○マイクロバス(大宮200 さ 1796)(29人乗り)

長さ699cm 幅206cm 高さ263cm

車体の形状:キャブオーバー

年式:H30 車名:シベリアン4500G A/T SX 型式:ABG-DHW41

○リフト付マイクロバス(大宮800 そ 2473)(18人乗り)

長さ699cm 幅206cm 高さ263cm

車体の形状:車いす移動車

年式:H30 車名:シベリアン4500G A/T タイプ2 ハートフルサルーン 型式:ABG-DHW41

○マイクロバス(大宮200 さ 1794)(29人乗り)

長さ699cm 幅206cm 高さ263cm

車体の形状:キャブオーバー

年式:H30 車名:シベリアン4500G A/T SX 型式:ABG-DHW41

## 2. 請負業務の範囲

- (1) 管理車両の日常点検整備及び報告、車両清掃、車内清掃、車両修理
- (2) 燃料等の給油
- (3) 管理車両の運転及びこれに付帯する業務（車両管理責任者及び整備管理者）
- (4) 事故の際の処理・原型復旧義務等車両の補償に関する事項
- (5) 自動車任意保険への加入

## 3. 契約に含まれる自動車総合保険料

車 両 保 険：任意（請負者は事故等における原型復旧の義務を負い加入しない場合であつても委託者は費用負担をしない）

対人賠償及び対物賠償：無制限

搭乗者傷害保険：1,500万円以上

人身傷害保険：5,000万円以上

※4月中に保険証券の写しを提出すること。

## 4. 契約に含まれない経費

- (1) 管理車両の下記維持管理経費、一般修理費用は委託側で負担します。

車両リース料に含まれるもの	メンテナンス・その他サービスの内容	
登録諸費用	継続車検	一般修理 ※保障整備及び事故等によらない管理車両の不具合による修理
自動車重量税	定期点検（3か月毎）	車整備含特約（エンジン、ミッション本体の交換・修理）
自動車損害賠償責任保険	エンジンオイル交換（6か月毎）	バッテリー
自動車税	車検・点検時の油脂膜、消耗部品の交換	夏タイヤ・冬タイヤ

### 【添乗業務】

## 1. 請負業務の範囲

送迎バスにより各乗車場所で保護者（保護者から依頼された代理人を含む。以下同じ）から利用者を引き受け、到着後職員に引き渡すまで。

帰宅時は、担当職員から利用者を引き受けた時に始まり、降車場所で保護者または、保護者の代理人等に利用者を引き渡し、帰着場所の到着までとする。

（ただし、利用者が自立している場合は、この限りではない。）

## 2. 業務内容

### (1) 乗車前確認

ア 事前に、担当職員と打合せをして利用者に関する留意事項を把握しておく

イ 欠席利用者の確認をする。

ウ 乗車人数が少ないため通過するバス停があり、定刻運行に支障が出る場合は、運転手及び担当職員と相談する。

## (2) 乗降管理

- ア 乗車地点において利用者が所定の座席に着席後、添乗員が安全を確認する。
- イ 降車地点で利用者を安全かつ円滑にバスから降車させ、保護者または職員に引き渡す。  
(保護者降車立ち合いが不要の場合を除く)。
- ウ 利用者の手荷物(かばん、杖など)を預かり、保護者及び担当職員に確実に引き渡す。
- エ 利用者の降車後、降車していない利用者があるか、忘れ物がないか車内を確認する。

## (3) 車内での安全確保

- ア 利用者の着席後にシートベルトの着用を確認する。その際、自分で装着できない利用者については、添乗員が装着する。また、車イスを固定する必要がある場合、添乗員が固定し、運行前に再度固定されているか確認をする。
- イ 走行中に利用者がシートベルトを解除しないように目を配り、解除した場合は添乗員が速やかに装着する。また、乗車中の利用者の行動を把握し、安全運行に支障がないよう対応する。
- ウ 特殊なカーシート等を使用する利用者の着座姿勢を安定させる作業は、職員または、添乗員が装着する。
- エ 交通渋滞等により運行予定時刻から10分以上遅れがある場合は、担当職員に連絡する。

## (4) 車内介助

- ア 利用者の体調の変化(自傷行為、他害行為)等に注意し、異常があれば速やかに担当職員に連絡し、協議に基づき対応する。
- イ 利用者による失禁、嘔吐等、利用者が不快と思われる状態を除去する。
- ウ 車内の温度・湿度等に留意し、必要に応じて冷暖房装置等を調節するなど車内の温度湿度管理を行う。

## (5) 車内整備

- ア 車内の整理整頓を心がけるとともに日常的に車内清掃を実施し、常に車内を清潔に保つ。
- イ 利用者の失禁や嘔吐等により車内が汚れた場合は、速やかに清掃を実施する。
- ウ 運行後にアルコール等を用いた消毒を行う。